

基山町けやき台配水池不断水清掃業務委託

仕 様 書

令和 7 年 9 月

佐賀東部水道企業団

第 1 節 一般事項

1. 概 要

本業務は、基山町けやき台配水池の経年による汚れ、砂、フロック等の堆積物を水中技術者または水中清掃ロボットにより通常の配水状態のままで汚濁することなく清掃除去するものである。また、今後の維持管理のため配水池内の点検も同時に行う。

2. 工 期

本業務の工期は、以下の通り。

令和 7 年契約日 ～ 令和 8 年 1 月 30 日

3. 工事場所

けやき台配水池（佐賀県三養基郡基山町けやき台地内）

4. 施設概要

- | | |
|---------|--|
| 1) 構造 | P C 造 (2 重槽) |
| 2) 有効容量 | 1,060 m ³ (外池 760 m ³ 、内池 300 m ³) |
| 3) 形状寸法 | (外池)内径 16.8m×5.6m (有効水深 5.0m)
(内池)内径 8.8m×5.6m (有効水深 5.0m) |

5. 規格・基準・法令等の準拠

請負者は、仕様書に記載した事項のほか下記の関係法令に従い、誠実に完全な施工をすること。

- (1) 水道施設設計指針（日本水道協会）
- (2) 水道維持管理指針（日本水道協会）
- (3) 日本水道協会規格（J WWA）
- (4) 労働基準法
- (5) 労働安全衛生規則
- (6) 公害防止関係諸法令（騒音規正法、都道府県条例）
- (7) クレーン等安全規則
- (8) 経済産業省 電気設備技術基準
- (9) 日本電気協会内線規定

- (10) 日本電気工業会標準規格（J E M）
- (11) 電気規格調査会標準規格（J E C）
- (12) 日本電線工業会標準規格（J C S）
- (13) 消防法
- (14) 建築物衛生法

6. 業務の中止

計画の変更、業務中の検査、関連工事との取り合い、あるいは請負者が監督員の指示に従わないとき、または請負者に業務遂行能力がないと認めた場合、この業務の一部または全部について中止を命ずることができる。この行為が請負者の責に基づく場合は、監督員はその責を負わない。

監督員は必要である場合、設計変更を行う。ただし、軽微な変更については協議の上決定する。

7. 申請及び手続き

請負者は法令で定められた関係諸官公庁への報告・届出・認可許可申請等の手続き一切を代行するものとする。この際、官公庁より所定の指示があった場合は速やかに監督員に報告の上、承認を得てから実施すること。これらに要する費用は、すべて本業務に含まれるものとする。

8. 施工管理

業務に先立ち、請負者は発注者の定める様式により、指定期日までに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 請負者は、契約後、監督員指定日以内に必要な手続きを履行するとともに次の書類を提出し監督員の承認を得ること。

- 1) 作業計画書
- 2) 現場代理人届
- 3) 工程表

- (2) 資格を必要とする作業は、それぞれ有資格者で施工しなければならない。

- (3) 請負者は業務にあたって付近の居住者に迷惑のかからぬよう公害の防止に努めなければならない。

- (4) 現場代理人は、業務中、監督員の監督を受け施工管理、材料、機器の保管ならびに現場従業員の保安面や取締りに専念すること。また万一事故等発生時の処理にあたっては即決権を有すること。

- (5) 一旦、承認された現場代理人および現場作業員といえども監督員が不相当と認

めた場合は、請負者は直ちに適任者と交替させるものとする。

- (6) 請負者は、業務にあたって関連業者との連絡を密にし、業務の進捗を図るとともに、業務限界部分については相互に協力し、全体としては欠陥のない施工とすること。
- (7) 業務現場には、見やすい場所に件名・箇所・期間・請負者名の名称等を記載した標識を設置しなければならない。
- (8) 撤去により撤去する機器・器材の処理方法について監督員の指示により処理すること。

9. 仮 設 物

- (1) この業務に必要な仮設物（詰所、機材置場、工作物、便所等）はすべて請負者の責任において準備する。
- (2) 場内に仮設物を設ける場合、監督員の許可を受け、指示に従い処置をすること。
- (3) この業務に関する電気、用水、電話の各設備は、原則として請負者で用意し、料金を含めて自ら負担するものとする。

10. 検 査

検査は、監督員立会のもとで次の種類とするが、これに要する費用はすべて請負者の負担とする。

(1) 施工検査

仕様書あるいは、あらかじめ監督員の指示した箇所など、作業段階の区切等には、材料検収その他監督員の検査を受けなければ次の作業を進めてはならない。

(2) 竣工検査

工事完了にあたっては、監督員立会の上で関係官公庁の検査、竣工検査を行い、検査合格をもって受け渡し完了とする。

11. 建物、道路等の損傷に対する補修

業務において、建物、道路等を損傷した場合、監督員の指示に従い、完全に修理するものとする。

第2節 特記事項

1. 配水池内において、底盤、ピット内部の堆積物除去および配管状況や壁面クラック等の内部調査を行うこと。水中清掃ロボットを主として使用する場合は、水中清掃ロボットが清掃できない範囲（大きな堆積物、ピット内部や配管まわりなど）については、水中技術者による堆積物除去を行うこと。また、本業務は飲料水を貯水する施設での作業であるため、濁り等の送水障害が発生しないよう慎重に作業を行うこと。
2. 飲料水を貯水する施設での作業であるため、施工業者は「建築物飲料水貯水槽清掃業」の登録を受けていること。また、その登録証の写しを提出すること。
3. 現場代理人は、貯水槽清掃作業監督者の資格を有する者とし、上水施設での作業実績が豊富で水道水の水質知識および経験があること。また、水中で作業を行う潜wasshiについても、潜wasshi免許保持者とし、配水池清掃及び点検に関する豊富な経験を有するものを選任し、在駐させること。また、これらの資格を証明する書類を提出すること。
4. 本業務における安全管理は施工業者の責任において行い、万一、事故が発生した場合には、速やかに監督員に連絡するとともに監督員の指示を仰ぐこと。なお安全管理のため、以下の事を実施すること。
 - ① 清掃作業に従事する者は、健康診断を受け、その写しを提出すること。
なお、高気圧業務健康診断は清掃期間を含む6ヶ月以内に検査を受けたものとする。
 - ② 作業前にミーティングを行い、潜wasshiのコンディションを確認すること。
 - ③ 水中有線通話にて潜wasshiと連絡を取り合い、意志確認をしながら作業を進めること。
 - ④ 潜wasshiの安全健康管理のため一定作業時間内での交代作業とし、無理のない工程とすること。
 - ⑤ 潜水作業に従事する人数は、不慮のトラブルにも対応できるよう、最低3名以上の潜wasshi有資格者を配置し、作業すること。

5. 飲料水を貯水する施設での作業であるため、衛生管理には十分に注意し、以下の事を実施すること。

- ① 作業に直接従事する者は事前に水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 21 条に定める消化器系伝染病病原体（赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌）の保菌検査を受け、合格したことを証明する書類の写しを提出すること。なお、保菌検査は清掃期間を含む 6 ヶ月以内に受けたものとする。
- ② 池内の水と直接触れる器材や潜水服については、残留塩素濃度 10ppm 以上の水道用次亜塩素酸ナトリウム等にて洗浄消毒し、十分滅菌を行うこと。また、消毒については水槽などによる薬浴消毒とし、シャワーは認めない。
- ③ 潜水士が身につける潜水服については、皮膚が直接池内の水と触れ合わないものを使用すること。また、潜水士が池内で使用する機材は、呼吸回収装置等が付いたものとし、排気は水中に放出しないこと。
- ④ 潜水服、器材、清掃ホース等は水道施設専用のものを使用すること。

6. 池内で使用する潜水機器は、JWWA Z 108 及び JWWA Z 110 の浸出試験に適合したものとする。対象とする潜水機器は、潜水服、潜水マスク、フーカーホース・ハーネス・ウェイベスト等の主となる機器とする。試験成績書は業務計画書に添付するものとし、試験成績書に記載された機器と同等品であれば使用は可とする。尚、試験成績書は JWWA-GLP の認定を受けた検査機関より発行されたものとする。

7. 作業時の排水については、事前に処理方法を監督員と協議の上決定するとともに、周辺環境に影響が出ないようにし、以下の事を実施すること。

- ① 処理方法は、排水をタンク等にて受け、簡易凝集沈殿装置、簡易ろ過装置等を設けるなど、池内からの堆積物が直接排水されることの無いような処置を行うこと。
- ② ろ過された排水はそのまま側溝等に流さず、塩素を中和する措置をとること。
- ③ 池内より排出される堆積物は、産業廃棄物処理法を遵守し、適切な処理（産廃処理）を行うこと。
- ④ その他、最終排水等については、監督員の指示に従い、指定箇所に排水すること。

8. 清掃中、または排水処理時に使用する薬品類は、成分表等を提出し承認を得ること。

9. 施工後に作業報告書を提出すること。また、施工前、施工中、施工後の状況および施設内の状況は、図面と対比出来るように写真撮影を行い、作業報告書とともに提出すること。
10. その他不明な箇所がある際は、事前に内容を明確にし、監督員と協議のうえ決定すること。